

平成 24 年 4 月 1 日 制定  
平成 25 年 5 月 25 日 改定  
平成 29 年 5 月 30 日 改定  
令和 2 年 6 月 1 日 改定  
令和 2 年 10 月 12 日 改定  
令和 5 年 6 月 24 日 改定

# 定 款

公益財団法人 京都健康管理研究会

公益財団法人 京都健康管理研究会.

## 定 款

### 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人京都健康管理研究会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を京都市に置く。

### 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、公益性を重んじ、難治性疾患や他の疾病に関する調査・研究の成果を広く社会に啓発・普及させるべく、医学・医療を中心とする学術分野に関し、集会・書籍等で必要な情報提供する事業を行い、ならびに、これらに係る人材育成及び活動を助成する事業を実施することによって、国民の健康保持、増進に寄与貢献することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 公益目的事業として、疾病、特に難治性疾患を中心とした調査・研究等の助成及び難治性疾患の一般社会への啓発により、広く一般住民の健康増進を図る事業
- (2) 収益事業として、医療相談事業、医療教育講習事業
- (3) その他この法人の目的を達するために必要な事業

(事業年度)

第 5 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(規律)

第 6 条 この法人は、この法人が定める理念と規範に則り、事業を公正かつ適切に運営し、第 3 条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

### 第3章 財産及び会計

#### (財産の種別)

第7条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、理事会において一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第172条第2項に規定する、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定めた財産とする。
- 3 前項のうち、所得税法78条第2項第2号又は法人税法第37条第3項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄付金による基本財産を特定基本財産と称する。
- 4 基本財産以外の財産をその他財産とする。
- 5 公益認定を受けた日以降に寄付を受けた財産の取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄付金等取扱規定による。

#### (基本財産の維持及び処分)

第8条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、理事会及び評議員会の議決を経るものとする。

#### (財産の管理及び運用)

第9条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める資産運用規定並びに特定費用準備資金取扱規程によるものとする。

#### (事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下、「事業計画書及び収支予算書等」という。）については、理事長が作成し、毎事業年度開始の日の前日までに理事会の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出するものとする。
- 3 第1項の事業計画書及び収支予算書等については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類（以下、「計算書類等」という。）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時評議員会において承認を受けるものとする。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の計算書類等については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出するものとする。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告書
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金並びに重要な財産の処分)

第12条 この法人が資金を借り入れしようとするときは、短期借入金を除き、理事会において議決に加わることのできる理事の3分の2以上の決議を経て、評議員会において議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議を経るものとする。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経るものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第13条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益社団・財団法人認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第11条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員及び評議員会

### 第1節 評議員

(定数)

第14条 この法人に、評議員3名以上10名以内を置く。

(選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、一般社団・財団法人法第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ. 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族  
ロ. 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ. 当該評議員の使用人

ニ. ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ. ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ. ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ. 理事

ロ. 使用人

ハ. 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ. 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

- ③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
  - ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
  - ⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
  - 4 評議員に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出るものとする。

（権限）

第 16 条 評議員は、評議員会を構成し、第 20 条に規定する事項の決議に参画するほか、法令の定めるその他の権限を行使する。

（任期）

第 17 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第 14 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第 18 条 評議員には、評議員会に出席の都度、謝金（報酬）を支払うことができる。ただし、出席 1 回当たり 30,000 円以内、年間支給総額 180,000 円以内とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

## 第 2 節 評議員会

（構成）

第 19 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 20 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の報酬並びに費用に関する規定
  - (3) 監事の報酬等の支給の基準
  - (4) 定款の変更
  - (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
  - (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
  - (7) 公益目的取得財産額の贈与及び残余財産の処分
  - (8) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
  - (10) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項
- 2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第 23 条第 1 項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することはできない。

(種類及び開催)

第 21 条 評議員会は、定時評議会及び臨時評議会の 2 種類とする。

- 2 定時評議会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第 22 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第 23 条 理事長は、評議員会開催の 5 日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発するものとする。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 24 条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中からその都度互選す

る。

(定足数)

第 25 条 評議員会は、議決に加わることのできる評議員の過半数の出席がなければ開催することはできない。

(決議)

第 26 条 評議員会の決議は、一般社団・財団法人法第 189 条第 2 項に規定する事項及び定款に規定するものを除き、出席した評議員の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることのできる評議員の三分の二以上の決議を経るものとする。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止

(6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け

(7) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数 が第 31 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 27 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 28 条 理事が、評議員会の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 29 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人1名がこれに記名押印する。

(評議員会運営規則)

第 30 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款の定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

## 第 5 章 役員等及び理事会

### 第 1 節 役員

(種類及び定数)

第 31 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5 名以上 10 名以内
- (2) 監事 1 名以上 2 名以内
- 2 理事のうち、1 名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、5 名以内を一般社団・財団法人法第 197 条が準用する第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第 32 条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 代表理事を理事長とし、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人の代表とする。
- 4 業務執行理事のうち、副理事長、専務理事、常務理事として各 2 名まで置くことができる。
- 5 監事は、この法人の理事及び使用人を兼ねることはできない。
- 6 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他法令で定める特別な関係のあるものの合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 7 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他それに準ずる相互に密接な関係のある者として法令で定める者であり、理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

8 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届けるものとする。

(理事の職務及び権限)

第33条 理事は、理事会を構成し法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定等に参画する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、理事会において別に定める職務権限規定により、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会において報告するものとする。

(監事の職務及び権限)

第34条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令及びこの定款に定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすること、並びに各事業年度に係わる計算書類及び事業報告書を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正な行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認められるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要あるときは、理事長に理事会の招集を要請すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事実があると認められるときは、その調査結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為、その他法令若しくは定款に違反する

行為をし、またはその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

- 第 35 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとする。
  - 3 任期満了前に退任した役員の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 4 役員は、第 31 条第 1 項に定める役員の員数に欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

- 第 36 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行うものとする。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

- 第 37 条 理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
  - 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

(取引の制限)

- 第 38 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得る。
- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
  - (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間にお

けるこの法人とその理事との利益は相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除及び限定)

第39条 この法人は、一般社団・財団法人法の第198条において準用される第111条第1項の役員の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

## 第2節 理事会

(構成)

第40条 この法人に理事会を設置する

- 2 理事会は全ての理事をもって構成する。

(権限)

第41条 理事会は、この定款に定めるものほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
  - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
  - (3) 前各号に定めるものほか、この法人の業務執行の決定
  - (4) 理事の職務の執行の監督
  - (5) 代表理事及び業務執行理事の選任及び解任
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 第39条の責任の免除

(種類及び開催)

第42条 理事会は、定期理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定期理事会は、事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。  
(1) 理事長が必要と認めたとき

- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の要請があったとき
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があつた日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 第 34 条第 1 項第 5 号の規定により、監事から理事長に招集の請求があつたとき、又は監事が招集したとき

(招集)

- 第 43 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。
- 2 前条第 3 項第 3 号により招集する場合は、理事が、前条第 3 項第 4 号後段により招集する場合は、監事が理事会を招集する。
  - 3 理事長は、前条第 3 項第 2 号または 4 号前段に該当する場合は、その請求があつた日から 5 日以内に、その請求があつた日から 2 週間以内に臨時理事会の日として招集しなければならない。
  - 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催の 5 日前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。
  - 5 前項にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

- 第 44 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。
- 2 理事長に事故のあるとき、又は理事長が欠けたときは、副理事長、専務理事又は常務理事が議長の職務を代行する。

(定足数)

- 第 45 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開催することはできない。

(決議)

- 第 46 条 理事会の決議は、この定款に規定するものを除き、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

- 第 47 条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の

意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議をとなえたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第48条 理事及び監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第33条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第49条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事長及び監事はこれに記名押印するものとする。

(理事会運営規則)

第50条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

## 第6章 顧問及び参与

(選任等)

第51条 この法人の事業遂行に資するため、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は理事会において任期を定めた上で、選任することができる。  
3 顧問及び参与は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(職務)

第52条 顧問及び参与は、次の職務を行う。

(1) 顧問は、この法人の活動の基本的な事項について理事長から相談を受け、理事長に助言する。  
(2) 参与は、この法人の組織及び運営の重要な事項について理事会から相談を受け、理事会に助言する。

## 第7章 委員会

(委員会)

第53条 この法人の事業を推進するために、理事会はその決議により、次の委員会を設置することができる。

(1) 倫理委員会

- (2) その他理事会が必要と認めた委員会
- 2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規定による。
- 3 委員会の委員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第 8 章 事務局

(設置等)

第 54 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局の重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 55 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、許可等及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬規定
- (7) 事業計画書及び収支予算書等
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第 62 条第 2 項に定める情報公開規定によるものとする。

## 第 9 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 56 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決を経て変更することができる。ただし、第 3 条に規定する目的及び第 4

条に規定する事業及び第 15 条に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第 59 条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができる。

- 2 前項にかかわらず、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 4 分の 3 以上の議決を経て、第 3 条に規定する目的及び第 4 条に規定する事業及び第 15 条に規定する評議員の選任及び解任の方法については変更することができる。
- 3 公益社団・財団法人認定法第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に係わる定款の変更をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けるものとする。
- 4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届けるものとする。

(合併等)

第 57 条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁へ届けるものとする。

(解散)

第 58 条 この法人は、一般社団・財団法人法第 202 条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 59 条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、公益社団・財団認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 60 条 この法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする公益社団・財団認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

## 第 10 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 61 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財

務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規定による。

(個人情報保護)

第 62 条 この法人は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第 63 条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 やむをえない事由により、電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第 11 章 補則

(委任)

第 64 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附則

1. この定款は、一般社団・財団法人法及び公益社団・財団認定法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団・財団法人法及び公益社団法人及び公益社団・財団認定法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の最初の代表理事は泉 孝英とする。